

新婚世帯を応援します！

令和8年度 胎内市 結婚新生活支援事業補助金



結婚の希望を叶えるための後押しや結婚後の経済的不安の軽減を図るため、結婚に伴う新生活に係る費用を支援します。

1. 事業の概要

新婚世帯を対象に、結婚に伴う新生活に係る費用（住宅取得、住宅賃借、リフォーム、引越）の一部を補助します。

2. 対象世帯

①（新規世帯）令和8年1月1日～令和9年2月28日に結婚し、以下の要件を全て満たす世帯

- (1)夫婦共に胎内市内に住民登録し、申請する住宅で同居しており、補助金の交付を受けた日から2年以上継続して胎内市に居住する意思がある。
- (2)夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下
- (3)夫婦の年間所得合計金額が500万円未満
※「収入」ではありません。源泉徴収票や住民税通知の記載等を参考にしてください。
※夫婦双方又は一方が、貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の前年に返済した額を控除して判定します。
- (4)夫婦共に市税等を滞納していない。
- (5)夫婦双方又は一方が、過去に地域少子化対策重点推進事業実施要領に基づく補助金の交付を受けたことがない。
- (6)夫婦の双方又は一方が、対象費用について、他の補助金等の公的な制度による支援を受けていないこと。
- (7)夫婦の双方が、胎内市暴力団排除条例に規定する暴力団員でない、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない。
- (8)国の指定する新婚世帯向けコンテンツの視聴等（「Q&A」Q5（本紙 p6）および別紙参照）

②（継続補助世帯）前年度に本制度の補助を受け、年度内に支給額が上限額に達しなかった世帯

前年度に決定された補助上限額から、前年度にすでに交付を受けた金額を差し引いた額を申請することができます。（改めて申請書類の提出が必要です）

③（資格認定世帯）前年度に本制度の資格認定を受け、年度内に補助金の交付を受けていない世帯

婚姻日等の要件を満たしているが、対象経費の発生が翌年度と見込まれ、年度内に補助金の交付申請ができない場合、前年度に資格認定を受けておくことで、翌年度に補助金の申請をすることができます。

3. 対象経費

結婚に伴い令和8年4月1日～令和9年2月28日までに支払った、以下の費用



□ 住居費（購入）

結婚に伴い取得した住宅の購入費（新築・中古）、工事請負費（新築のみ）

※土地の購入費、住宅ローン手数料・利息は対象外です。

※ローン払いの場合は、ローンでの支払い額が対象となります。

□ 住居費（賃借）

結婚に伴い賃借した住宅の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

※賃借に付随して発生する費用（駐車場代、物件の清掃代、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料等）は対象外です。

※勤務先から住居手当が支給されている場合又は生活保護法に定める住宅扶助を受給している場合は、その額を対象経費から控除します。

※夫婦の一方が、結婚前に契約し居住していた住宅に、他方が後から居住した場合は、同居開始後（住民票における夫婦の住所が同一となった日以降）に支払った費用のみが対象です。

□ 住居費（リフォーム）

結婚に伴い居住するための住宅の機能の維持又は向上を図るために行う、修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用

※倉庫・車庫に係る工事費用、門・フェンス・植栽等の外構に係る工事費用、エアコン・洗濯機等の家電購入や設置に係る費用は対象外です。

□ 引越費用

結婚に伴い購入又は賃借した住宅や、夫婦の一方が居住していた住宅への引越費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った作業費や運送費

4. 補助額

ア：婚姻日時点における年齢が夫婦共に29歳以下の場合

60万円を上限に、実際に支払った経費を補助

イ：ア以外の場合

30万円を上限に、実際に支払った経費を補助



※補助額が上限に満たない場合、1,000円未満は切捨てとなります。

※他の補助金や勤務先から引越手当等が支給されている場合は、その額を控除します。

5. 申請受付期間

受付期間：令和8年4月1日（水）～令和9年2月26日（金）

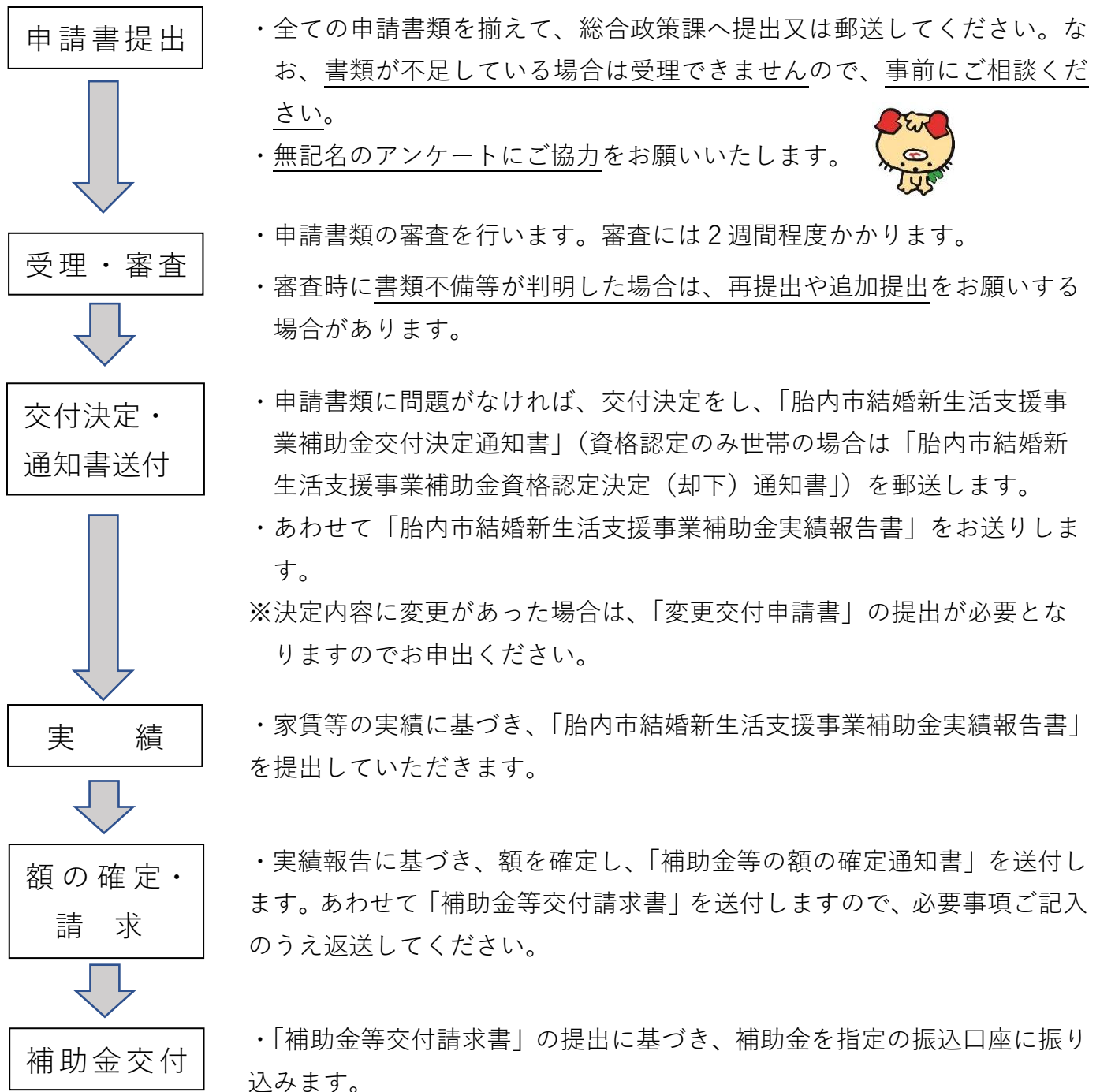
（受付時間：午前8時30分～午後5時15分。土・日・祝、年末年始の閉庁日を除く。）

※事業の予算上限に達し次第、申請の受付を終了します。

申請には時間を要する場合があります。お早めにご相談くださるようお願いいたします。



◆申請から補助金交付までのおおまかな流れ◆



6. 申請方法

次の書類を、総合政策課企画政策係（市役所3階）へ直接提出又は郵送してください。

（FAXでの提出は不可）

※申請書は総合政策課にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

※申請される前に、対象要件や必要書類等について、状況により異なる場合があります。事前に総合政策課へお問合せいただくか、市ホームページをご覧ください。

< 申請書類 >

① 共通で提出する書類

※ **前年度からの継続補助対象の方**は、前年度提出済み書類の一部を省略できます。(詳細はお問合せください)

(1) 胎内市結婚新生活支援事業補助金交付申請書 (様式第 1 号)

※ **資格認定のみ希望の方** (経費発生が翌年度となる見込の方) を除く

→資格認定のみ希望の場合は「**⑥該当者のみ提出する書類 イ**」をご確認ください。

(2) 同意書兼誓約書 (様式第 2 号)

(3) 夫婦の婚姻日が確認できる書類 (戸籍謄本の写し等)

(4) 夫婦双方の所得証明書 (市区町村が発行する所得を証明するもの)

※ 4 月から 6 月に申請する場合は、令和 7 年度課税 (令和 6 年分の所得) 分

※ 7 月から 3 月に申請する場合は、令和 8 年度課税 (令和 7 年分の所得) 分

(5) 夫婦双方の納税証明書 (未納がないことの証明)



② 住居費 (購入) を経費として申請する場合に提出する書類

(1) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し

※契約日、金額、買主・売主双方の捺印を確認できるもの

(2) ローン払いの支払い額等がわかる明細等 (ローン払いの場合のみ)

(3) 住宅の取得に係る経費の領収書等の写し

※土地の購入費、各種手続き手数料等は除く。



③ 住居費 (賃借) を経費として申請する場合に提出する書類

(1) 住宅手当支給証明書 (様式第 3 号)

※夫婦のうち、職に就いている方は提出が必要です。

(2) 賃貸借契約書の写し

※契約日、金額、借主・貸主双方の捺印を確認できるもの

※賃料、敷金、礼金 (保証金等これに類する費用を含む)、共益費、仲介手数料の総額と内訳が確認できるもの

(3) 住宅の賃借に要した費用に係る経費の領収書等の写し

※払い込み用紙の控え、通帳記帳面のコピー等。(実績報告時)

④ 住居費 (リフォーム) を経費として申請する場合に提出する書類

(1) 住宅の工事請負契約書の写し

(2) 住宅リフォームに係る経費の領収書等の写し

⑤ 引越費用を経費として申請する場合に提出する書類

(1) 引越費用に係る領収書の写し



⑥ 該当者のみ提出する書類

ア：夫婦に貸与型奨学金の返済を行っている方がいる場合

(1) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類

イ：**資格認定対象者** (今年度に交付申請対象となる経費がない見込の方)

(1) 胎内市結婚新生活支援事業資格認定申請書 (様式第 4 号)

(2) 「①共通で提出する書類」の(2)～(5)の書類

ウ：その他市長が必要と認める書類

7. 補助金の交付決定

申請書類を市が受理した後、その内容を審査し交付決定をした場合は、申請者へ「胎内市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書」を郵送します。

※審査には2週間程度かかります。

(交付決定後に申請内容に変更があった場合は「補助金変更交付申請書」の提出が必要です)

8. 交付決定の取消、返還について

交付決定を受けた方が以下のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消します。

また、交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命じる場合があります。

ア：虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ：補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

ウ：その他、補助金の交付において違反する行為があったとき。

9. Q&A

Q1.添付書類はどこで取ることができますか？

A.以下の窓口で交付しています。

- ・婚姻日が確認できる書類（戸籍謄本、受理証明書等）…1階 市民生活課 市民係
- ・所得証明書…1階 税務課 市民税係

直近の1月1日時点（※）で胎内市に住所がない場合、前住所地等の市町村役場から取得する必要があります。

（※申請日が4月～6月までの場合は、前年の1月1日時点）

- ・納税証明書…1階 税務課 資産税係



Q2.2月以前に婚姻しましたが、2月までには経費がかからず、4月以降に住居費等がかかってくる予定です。どうすればよいですか？

A.今年度中に、「資格認定」を受けておくことで、次年度に申請することができるようになります。次年度での申請を希望する方は、必ず「資格認定」の申請をしておいてください。

(参考：p1「2.対象世帯 ③（資格認定世帯）」、p4「〈申請書類〉 ⑥イ:資格認定対象者」)

Q3.婚姻日が3月の予定ですが、対象にならないのですか？

A.恐れ入りますが、今年度事業については2月までに婚姻された方が対象となります。3月に婚姻予定の方については、令和9年度事業が実施される場合、対象となる可能性があります。

Q4.2月以前に婚姻し、3月に新築またはリフォームを実施しますが、対象となりませんか？

A.今年度事業については、「2月末までに支払った経費」が対象となります。令和9年度事業が実施される場合、4月以降に支払った費用が対象となる予定ですので、3月に実施し、4月以降に支払いであれば令和9年度事業の対象となる可能性があります。2月以前に実施の場合も含め、3月中に支払いをしている場合は令和9年度事業においても対象となりませんので、ご注意ください。

※【Q2～4について】令和9年度事業が同様の内容で実施された場合となります。令和9年度も同様の事業が実施されることは確定されていませんのでご了承ください。



Q5. 「国の指定する新婚世帯向けコンテンツの視聴等」とは、何ですか？

A. 令和8年度事業については、国より申請要件として、夫婦ともに以下のいずれかの講座の受講等を実施することが提示されています。

【国提示要件】

- ・ ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験又は子育て世帯との意見交換を含む。）
- ・ プレコンセプションケアに関する講座の受講
- ・ 医療機関への妊娠・出産に関する相談
- ・ 共家事・子育て講座の受講

これらの講座等の具体例については、別紙をご確認ください。



10. その他

その他、ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

(状況により必要書類などが異なります。事前のご相談をおすすめしております)



【問合せ・申込み】 胎内市役所 総合政策課 企画政策係
〒959-2693 胎内市新和町2番10号
電話 0254-43-6111 メール kikaku@city.tainai.lg.jp

(胎内市ホームページ：結婚新生活支援事業補助金のページ)



<https://www.city.tainai.niigata.jp/kurashi/sekatsu/kotsu/kekkonshinseikatushienjigyo.html>